

# 松深會規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会の名称は、松深會(以下、本会と称する)とする。

(目的及び事業)

第2条 本会は、伝統的文化の承継及び活性化に寄与し地域の発展並びに青少年の健全な育成を図ることを目的とし、次に掲げる非営利事業を行う。

- (1) 街の活性化を図る事業。
- (2) 青少年の健全育成を図る事業。
- (3) 地域文化の振興を図る事業。

(活 動)

第3条 本会は前条1号乃至3号に掲げる事業に係る次の活動を行う

- (1) 地域の祭事振興に関する活動。
- (2) 子供みこしの渡御及び支援活動。
- (3) 本会の目的と主旨を同じくする諸団体との交流活動。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は事務局内に置く。

## 第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し活動を賛助するために入会した団体。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

2. 会長は正当な理由がない限り入会を希望するものの入会を認めなければならない。
3. 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 正会員が継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(休 会)

第9条 会員は、休会理由を記載する会長が別に定める休会届を会長に提出し、役員会の承認審査により休会することができる。

2. 休会中は総会で別に定める休会中会費を納入しなければならない。
3. 休会中における会への活動参加については役員会で別に定める条件に従うものとする。

(退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の決議により、これを除名することができる。

## 松深會規約

この場合、その会員に対し、決議の前に聴聞の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。ただし、減免措置を役員会において別に定め執行する場合を除く。

## 第3章 役員 及 び 小 頭 等

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 顧 問 若干名
- (4) 組 頭 1名
- (5) 宮 頭 1名
- (6) 若 頭 若干名
- (7) 監 事 1名

(役員を選任等)

第13条 前条の役員の内、監事は総会において選任し、その他の役員は、役員会の推薦または互選により選任し、総会の承認を要するものとする。

2. 欠員が生じた場合は補欠をすみやかに役員会の推薦又は互選により選任し、定時又は臨時総会の承認を得るまでの期間についてその職務を代行できるものとする。

(役員職務)

第14条 各役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。また、各種団体との協力関係を図ることを職務とする。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時はその職務を代理する。
- (3) 顧問は、本会の活動が円滑に行われるよう指導・助言する。
- (4) 組頭は、本会が行う活動の実行責任者として、活動遂行に関する一切の権限を会長から委任され、活動単位として組織する組及び正会員を統率することを職務とする。
- (5) 宮頭は、神輿運行に関する責任者とする。
- (6) 若頭は、日頃より正会員相互の親睦を図り、組頭を補佐して円滑な活動の実施に努めることを職務とする。
- (7) 監事は、会計を監査する。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時総会終結のときまでとし再任を妨げない。

2. 補欠による役員任期は、前任者の残存期間とし、増員による役員任期は他の役員と同期間とする。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の決議および総会の承認により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に聴聞の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(小頭の員数)

第18条 本会に各組1名の小頭を置く。

(小頭選任等)

第19条 小頭は幹部会の推薦により会長が指名する。

## 松深會規約

### (小頭の職務)

第20条 小頭は組の統括責任者とし、会の円滑な事業遂行に寄与することを職務とする。

### (小頭の任期等)

第21条 小頭の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時総会終結のときまでとし再任を妨げない。

2. 補欠による小頭の任期は、前任者の残存期間とし、増員による小頭の任期は他の小頭と同期間とする。

### (小頭の解任)

第22条 小頭が次の各号の一に該当するに至ったときは、幹部会の決議により、これを解任することができる。この場合、その小頭に対し、決議する前に聴聞の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他小頭としてふさわしくない行為があったとき。

### (事務局・会計局)

第23条 本会には次の会務執行機関を置く。

(1) 事務局 若干名

(2) 会計局 若干名

### (事務局・会計局の任免)

第24条 前条の事務局・会計局は、正会員より会長が任免する。

2. 事務局長は会計局も代表することとし両局全員の互選により選出する。

## 第4章 総 会

### (種 類)

第25条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

### (総会の権限)

第26条 総会は、この規約に定めるものの他以下の事項について決議する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 事業計画および収支予算

(6) その他運営に関する重要事項

### (開 催)

第27条 定時総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催する。

### (招 集)

第28条 総会は、会長が招集する。

### (議 長)

第29条 総会の議長は、会長が指名する。

### (定足数)

第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (決議方法)

第31条 総会の決議は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (議決権等)

第32条 各会員の議決権は、平等なるものとし各人1個の議決権を有する。

2. 止む事得ざる事由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された決議すべき事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

3. 前項の規定により議決権を行使した会員は、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議事について、特別の利害関係を有する会員は、その決議に加わることができない。

## 第5章 役員会

(構成)

第33条 役員会は、顧問・監事を除く役員および事務局長・会計局長で構成され幹部会を諮問機関とする。

(権能)

第34条 役員会は、この規約で定めるもの並びに幹部会より上程された事項の他、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) 役員を選任および解任
- (4) 会費の額
- (5) 休会届提出者の承認事項
- (6) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条 役員会は、定期的な開催の他に、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員のおよそ3分の1以上から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 役員会は、会長が招集する。

(議長)

第37条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議方法)

第38条 役員会の決議は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権等)

第39条 各役員は、平等なるものとし各人1個の議決権を有する。

2. 止む事得ざる事由により役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された決議すべき事項について書面をもって議決権を行使することができる。
3. 前項の規定により議決権を行使した役員は、役員会に出席したものとみなす。
4. 役員会の議事について、特別の利害関係を有する役員は、その決議に加わることができない。

## 第6章 幹部会

(構成)

第40条 幹部会は、役員会構成人員および小頭で構成される。

(権能)

第41条 幹部会は、本会に関わるすべての事項について検討、討議し役員会の諮問機関とする。

(開催)

第42条 幹部会は、定期的な開催の他に、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 幹部のおよそ3分の1以上から招集の請求があったとき。

(招集)

第43条 幹部会は、会長が招集する。

(議長)

第44条 幹部会の議長は、組頭がこれにあたる。

(決議方法)

第45条 幹部会の決議は、幹部総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権等)

第46条 各幹部は、平等なるものとし各人1個の議決権を有する。

2. 止む事得ざる事由により幹部会に出席できない幹部は、あらかじめ通知された決議すべき事項について

## 松深會規約

書面をもって議決権を行使することができる。

3. 前項の規定により議決権を行使した幹部は、幹部会に出席したものとみなす。
4. 幹部会の議事について、特別の利害関係を有する役員は、その決議に加わることができない。

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第47条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第48条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の決議および総会の承認を経て、会長が別に定める。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は年1期とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 雑 則

(細 則)

第50条 この規約の施行について必要な細則は、役員会の決議を経て会長がこれを定める。